

最近、製造業や大手スーパーを中心に、二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の一環として、「カーボンフットプリント(Carbon Footprint of Products)制度試行事業」に参画する動きが広がっています。

CFPとは、原材料調達から廃棄・リサイクルに至る、商品・サービスのライフサイクルの各過程で排出される温室効果ガスを合算し、CO₂排出量に換算して、商品ラベルなどに表示するものです。このように、温室効果ガス排出量の「見える化」によって、①事業者サイドでは、高環境負荷・非効率な工程の把握・見直しが進むこと、②消費者サイドでは、温室効果ガス排出量のより少ない商品の購買・使用方法が選択されるなど、消費行動が低炭素なものへと変革すること、という2つの経路で温室効果ガス排出量の削減が促進されると期待されます。

そもそもCFPは、低炭素経済への移行促進を目的にイギリス政府が設立したカーボントラスト社が、2007年に食料品メーカーなど3社と、CFPを製品やWeb上に表示するパイロット事業を開始したことが始まりで、現在では欧州を中心に世界各国に広く浸透しています。ただし、現状では各国間で、温室効果ガスの算定基準・方法にバラツキがみられるため、国際標準化機構(ISO)において、世界的ルールとなるCFPの国際規格(ISO14067)の初期原案が提示されているところです。

わが国においては、温室効果ガスを2012年までに1990年比で6%削減するという「京都議定書」の目標を達成するため、2009年4月から経済産業省を中心に、CFP制度試行事業がスタートしました。実際に試行事業に参画する事業者は(図表)、①商品種別算定基準(PCR、注)原案策定計画の登録、②PCRの認定、③CFPの検証、の3段階を経るか、既に認定を受けた類似商品のPCRを援用する場合は、③を受けた上で、CFPマーク表示商品の製造・販売を行います。経済産業省では、事業者のPCR原案の策定やCFP算定を支援するため、「CO₂換算量共通原単位データベース」や「CFP算定キット」を整備・公表しており、この結果、2010年3月末に36件だった認定PCRは2011年6月末現在では57件に、同様に42件だったCFPマーク使用許諾製品は319件へと大きく増加しています。

2012年には、ISO14067の発行が予定されており、これを機にわが国においてもCFPが一層普及していくとみられ、これを通じて、より低炭素な社会が実現していくことが期待されます。

中 朋生

(注) 商品種別算定基準(Product Category Rule)とは、CFP制度を実施するために必要な、商品・サービスごとのCO₂排出量の算定ルールのことです。各事業者はこのPCRに基づき、商品・サービスごとのCFPを算定する。

図表 カarbonフットプリント(CFP)マーク表示商品の流通までの流れ

